

## 【ポイント】

- 2月1日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとする発表を行いました。
- カンタス航空は、2月9日から3月29日まで、シドニーー北京、シドニーー上海の二つの便のサービスを一時停止することを発表しました。
- 在留邦人の皆様、豪州に滞在する方、またはこれから渡航を予定されている方は、関係機関の情報にご注意願います。

## 【本文】

### 1 豪州における状況

豪州において新型コロナウイルス患者は現在12名（SA州2名，QLD州2名，VIC州4名，NSW州4名（2月1日22時））が確認されています。

2月1日、豪州連邦外務貿易省は中国全土に対する渡航情報を「渡航禁止」に引き上げました。

○豪州外務貿易省

<https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/china>

### 2 豪州政府の外国人入国制限措置

2月1日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとしました。

豪州人、豪州永住者及びその家族（配偶者、法的後見人及び扶養家族のみ）は、引き続き中国本土からの入国が認められますが、中国を離れてから14日間は、自宅待機隔離することを求められています。

禁止措置に拘わらず豪州に到着し、且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は、義務的な検疫措置の対象となりますので、ご注意ください。

○豪州政府の発表（共同メディアリリース）

<https://www.foreignminister.gov.au/minister/marise-payne/media-release/updated-travel-advice-protect-australians-novel-coronavirus>

### 3 航空会社による豪州・中国便のサービスの一時停止

カンタス航空は、2月9日から3月29日まで、シドニーー北京、シドニーー上海の二つの便のサービスを一時停止することを発表しました。

上記期間に予約された方には、カンタス航空から連絡がある旨も合わせて発表しております。詳細は以下の航空会社のサイトをご覧ください。

○カンタス航空

<https://www.qantas.com/au/en/travel-info/travel-updates/coronavirus.html>

#### 4 詳細情報

豪州政府の共同メディアリリースについては以下へご照会ください。

電話番号：02 6277 7500（大臣オフィス）または 02 6261 1555（DFAT リエゾン）

##### 【参考となるサイト】

###### ○豪州外務貿易省

<https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/china>

<https://www.smartraveller.gov.au/news-and-updates/novel-coronavirus-outbreak>

###### ○豪州連邦保健省

<https://www.health.gov.au/health-topics/novel-coronavirus-2019-ncov>

###### ○NSW 州保健省

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

###### ○日本国外務省

（中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その6））

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2020C021.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C021.html)

（新型コロナウイルスに関する注意喚起（その4））

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C020.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C020.html)

###### ○首相官邸

（新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

###### ○内閣官房

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

###### ○厚生労働省

（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

###### ○日本国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>